

平川	岩木川上流	岩木川下流	中村川・ 笹内川	皆伐許容面積限度を定める単位区域又は森林の集団の所在単位
"	"	"	水源かん養保安林	保安林種
三三六・七二	九八九・五〇	四七六・一一	一、三九五・八七	皆伐許容面積限度 (ヘクタール)

青森県知事 三 村 申 吾

森林法施行令（昭和二十六年政令第一百七十六号）第四条の二第三項の規定により、  
平成二十八年度保安林皆伐許容面積の限度を次のとおり公表する。

平成二十八年九月一日

## 告 示

青森県告示第五百七十二号

(林政課) :

目 次  
告 示

保安林皆伐許容面積の限度

平成二十八年九月一日 (木曜日)	号外第八十号
---------------------	--------

青森地区	今別川・蟹田川	浅瀬石川
青森地区	今別川・蟹田川	浅瀬石川
上北地区	下北西部	下北東部
七戸川	馬淵川下流	奥入瀬川
一五一・五八	九六四・一三	四七〇・九七
九七四・九六	六二七・一五	一、二八九・八三
一、二八九・八三	七三一・八九	一、〇一二・〇七
七三一・八九	六〇六・七二	一七四・四二
九六四・一三	九六四・一三	一九・〇六
六二七・一五	一〇・七〇	七一・一二
一、二八九・八三	二七九・七二	四一・〇〇
七三一・八九	一五三・二〇	一九・〇六
一、〇一二・〇七	九六四・一三	一七四・四二
一、二八九・八三	九六四・一三	九六四・一三
九七四・九六	九六四・一三	九六四・一三
一、二八九・八三	九六四・一三	九六四・一三
七三一・八九	九六四・一三	九六四・一三
六〇六・七二	九六四・一三	九六四・一三
一、〇一二・〇七	九六四・一三	九六四・一三
一七四・四二	九六四・一三	九六四・一三

上北郡おいらせ町	三沢市	上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	下北郡大間町	むつ市	下北郡東通村	五所川原市	つがる市	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部	下北東部
"	"	"	"	"	"	"	"	"	飛砂防備保安林	"	"	"	"	"	"	"
四・七〇	一四・八六	二二・四〇	九・七〇	六・一六	〇・三〇	〇・一二	一五・六六	五・七六	一・六二	〇・八八	八〇・一六	九〇・七八	〇・七二	九九・七〇	二四・三一	一四七・五六

三沢市	十和田市	上北郡七戸町	上北郡東北町	上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村	むつ市	下北郡東通村	弘前市	北津軽郡鶴田町	五所川原市	つがる市	西津軽郡鰺ヶ沢町	八戸市			
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"			
四・三〇	〇・五九	〇・九六	〇・六六	八・三六	三五・〇六	〇・五〇	四・一〇	一三・八〇	〇・二六	〇・一二	三・二八	一五・一六	一一八・九六	二・八四	三・八六	一・六〇

三戸郡南部町	三戸郡三戸町	三戸郡階上町	八戸市	三沢市	十和田市	上北郡七戸町	上北郡東北町	上北郡六ヶ所村	下北郡野辺地町	下北郡大間町	むつ市	東津軽郡平内町	青森市	東津軽郡外ヶ浜町	北津軽郡中泊町	上北郡おいらせ町
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
八・六四	九・三三	三・七四	一・〇〇	三・二六	〇・〇〇	二・九四	〇・三八	四八・二八	〇・九八	三・六〇	三〇・〇一	一〇六・〇六	一・七六	〇・〇八	二・四〇	〇・〇六

南部地区	津軽地区	保健保安林	一五九・一〇
"	"	保健保安林	九八・四〇

(発行所 青森市 青長・島 一行人 森目 一番 県号
(印刷所 青森市 東二 奥間販 印町人 刷三丁 株自 式番 会七 社号

定価小口一枚二付十五円四十四銭

毎週月・水・金曜日発行